

ひまわり メッセージ

133号

2022.11.14.

NPOひまわりの花内
西濃圓城
発達障がい支援センター

発行人：中野たみ子

移ろいやく 季の流れの中で



十月の下旬に、老木の桃が花を咲かせました。白くて小さな花でした。桃の木の隣にある石榴は、今年三個の実をつけ、そのうちの一個だけが爆せて「食べられるよー」と呼びかけてくれました。もう何十年もの間、敷地の片隅で二三個の実をつけながら、一度も爆ぜることがなかった石榴だったのに、老木たちは、何を勘違いしたのでしょうか。真夏日の暑さから急に寒くなり、低温の日々が続いた後に、また少し温度が上がったので、桃は春だと感じたのでしょうか。

ところが十一月に入つて驚くことが起きました。夜がうすらと明け初める頃に、ピー・ピー・ツと瘤高い声で鶴が仲間を呼び声が聞こえてくるのです。何と、我が家の中間をです。例年なら、私が十個程収穫した後、十一月下旬にやくる鶴たちなのに、今年は早すぎます。空に向かってまだ

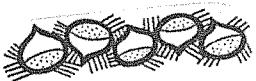
生き母が柿の葉をしたり、鳥たちが土産物を置いてってくれたりして増えつづけた敷地内は雑然として庭と呼べるような状態ではないのですが、樹々たちは季節の移ろいを確かに伝えてくれています。鳥の鳴りに目覚め、くもの巣はうながう郵便受けまで新聞を取りに行き、庭の木草をながめながら戻ってくるという毎朝の習慣は、私の生活の中に、ひとつひとつの安らぎを与えてくれているようになります。

日々子どもたちと接していると、新聞を知らない子、切手を知らない子の多さに驚かれます。ゲームやアニメの世界には精通している、ユーチューバーを中心している子ども達にも多く出会います。発達障害支援法が制定され、発達障がい支援センターが設置され、途切れのない支援が叫ばましたが、支援が必要な状況は増え続けています。十年後、二十年後、この国はどうなっているのでしょうか。子ども達の未来は明るいものであって欲しいと願いつつ、己の無力さを思い知られる日々でもあります。

私はいつも食べてないんだから、「と大声で抗議してみましたが、鳥たちも啼きづけています。仕方なく三個だけ挽き取つてみると、何と、もうぶよぶよに熟しています。私よりも鶴たちの方が、柿の状態をよく知っていたのです。今年の柿は全て鳥たちに譲ることにしたのですが、驚いたことに、わざか三日程で柿はすっかり姿を消していました。

「ロ学会において

障害者差別解消法と インクルーシブ教育



皆さんもご存知の通り、この委員会の審議・決定に基づいて、今回の政府への勧告がなされたのです。内容は障害児教育に関するものと精神科入院に関するものでした。この委員会の勧告に法的な拘束力はないのですが無視することもできないことがあります。

このところ、私は多くのオンライン講座に囲まれて(?)いい頭の中で整理がつかませんが、少しずつ皆さんにお伝えできるといいなと思っています。京都での「ロ学会」、北海道の特別支援教育士の年次大会など学ぶことがたくさんありました。そして昨日と今日は、作業療士として全国的に活躍されている木村順先生の講演会にも参加してきました。そういう研修の中でもいつも思うことは、学ぶべきことは本当に多いということ。そしてそれを嫌々ではなく楽しくて学べることに、幸せを感じます。勉強くらいの子ども達も子なりの学び樂しきを見つけてほしいものです。

興味のあることには樂しくて参加できるはずですから、その社会の実現のためにインクルーシブ教育があるのだと雀さんは言っておられます。そしてそれは障害の改善や克服が目的ではなく、社会的な障壁を取り除いていくことなのです。
エッ? ちょっと待って下さり、差別ってどんなことを含むの? それは、その人に對し不当な扱いをすること、そこには本人に対する直接差別と、家庭などに對する間接差別も含まれるのです。そして、もう一つ、合理的配慮をしないことも差別と考えると、いうことを忘れてはいけないと思します。

さて、昔は障害に對して「医療モデル」と言われる考え方をとっていました。つまり、障害を個人のものとして、医師が診断し、その障害を改善し、克服していくと考えていたわけですが、今年八月にイスのジオネーブで開かれた国連の障害者権利委員会にも出席してこられたとのことでした。

さて今日は、「ロ学会」の内容について書いてみます。
「改正差別解消法のポイント～障害の社会モデルに基づく理解」と題されたシンポジウムでは、崔榮繁(さいだいりん)平林ルミ、飯野由里子さんが登壇されました。崔さんは今年八月にスイスのジオネーブで開かれた国連の障害者権利委員会にも出席してこられたとのことでした。

す。昔はと書きましたが、実は今もその名残りはあちこちに見られます。何によつてその人の障害を証明するかというと、手帳の保持や医師の診断書というものが必要とされておりますね。

ただ今の考え方は、障害を個人のものと考えず、「社会モニル」という考え方をしています。「つまり、障害をもつ人が障害を克服することが目的ではなく、共生社会を実現していくために社会的障壁を無くしていこうといふのが大切な」といふことなのです。

では、改正差別解消法の中にはどんなことが改正点としてあげられたのでしょうか。雀さんは、次の六つをあげておられました。

① 差別の概念の明確化の拡大

② 法の対象範囲を拡大（家族・関係者）

③ 民間事業者の合理的配慮

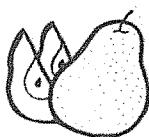
④ 障害女性の複合差別

⑤ 相談体制の充実

⑥ 障害者基本法の改正

確かに、例えば障害者がおられると家族などへの差別が見受けられることもありますし、相談のたらい回しなども現実的にあるわけですから、まだまだ法律として整備されいく必要

はあると思います。



ところで、インクルーシブ教育は、障害児も分け入ってなく一緒に場で教育を受けさせることだと新聞等に取り上げられていますが、本当にどうか。支援学級や支援学校は全て無くすぐきだと思われますか？ 私は、さうは思ひません。発達がゆっくりな子もいるし、一度聞いたら記憶できてしまつて学校の勉強がまうないとと思う子もいるのです。それぞれの子どもたちの特性や困りや強みを知つて、一人ひとりを大切に育てていくことが大事なことであつて、見かけ上、皆が同じ場に居ることだけを強調されたう、それこそ差別だと思うのです。そんなことよりも、皆さん自身の回りで、差別しているといふ意識ももたずに行われていることがたくさんあるのではないかとうか。

「運動会はどうされますかと言われたのですが……」と泣いて来られたお母さんがいらっしゃいました。「あなたのお子さんは来ないで欲しい」と言われているのだとお母さんは思われたのです。運動会ばかりではありません。発表会や卒園式でも、多くのお母さんから、そういう訴えをよく聞きます。園がうれしくは「皆と同じように出来ない姿をナウすようで良くないと思つたので……」とか、「全く練習にも参加できていなければ、当日でくるはずがないと思つて……」とか言われるのですが、皆

さんはどう思われますか？

「運動会はどうやれますか？」という二つに含まれる差別意識を、園側は全くわからいないのです。参加不参加を親に決めさせようとする二つとすると、本體、変ではないでしょうか。参加を前提に考えた発言ではないからです。お母さんの気持ちを考えたのです。」「当日、お母さんが恥ずかしいでしょかう……」と、まるで良いことをするかの様な発言の中に、人々の心の中に根強く存在する差別意識があるのです。インクルーシブ教育を、どんなに声高に叫んでも、表面上の深みのないことばでしかないと私は思つてしまふのです。

五十年前、滋賀県の近江学園の園長だった糸賀一雄先生は、「この子らを世の光に」ということばを残されて講演中に倒れられ、帰らぬ人となられました。福祉が慈善事業と考えられて、障害をもつ子らに世の光を……という思想が定着していった時代に、この「き」と「に」の違いは、どんなに大きな違ひだったことでしょう。

今日、県主催の講演会があり、木村順先生（作業療法士・療育塾ドリームタイムを中心とした研究会を主催しておられる実践者）のお話を聞きました。その中で、じに残った数々のことばの中には、「私は障害の害を、ひらがなや別の文

字にはせず、害という字を使うようにしている。何故なら本人が被害を受けているのだから……」という発言がありました。

私たちは県委託の事業として「西濃園域発達障がい支援センター」を名乗って活動していますが、どんなことばに変えたところで、どんな文字を使つたところで、障害をもつ子ども達や家族に対する直接的な、あるいは間接的な差別は今なおつづりでいるのです。

「本当に困った子なんです」「私は一所懸命にやっているのにA君は……」と言つ前に、自分の内心を覗いて見ませんか？「もしもしたら、彼は私の内面の本当の姿を見知つて「のではなく教師として（保育者として）の私にあるのは……」と、自身を客観的に見つめ直していくことが本当の意味でのインクルーシブ教育、ひいてはインクルーシブ社会につながっていくのではないか。年令を重ねて、きたくせに生意気なことを言つてすみません。でも、子どもたちが幸せでいて欲しいのです。



- 十二月のセミナー親の会・十二日(日)スイートピアセンター6F
- 不登校・ひきこもり家族会・十六日(金)スイートピアセンター
九時半～十二時 11F 会議室5
- ピアサポートの会・二十二日(木)オンライン参加も可